- (1) 太陽光発電事業計画認定書及び添付書類(権利者の証明書及び関係法令手続状況報告書)の写し
- (2) 事業者を証明する書類(法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本)
- (3) 資金計画(収支内訳書、設置後(20年間分)の資金の流れ)
- (4)登記事項要約書の写し(届出の日から3か月以内の日付のもの)
- (5) 位置図(縮尺2,500分の1以上)
- (6) 現況図 (縮尺 250 分の 1 ~ 500 分の 1) 及び現況縦横断面図 (縮尺 100 分の 1 から 200 分の 1)
- (7)公図(縮尺500分の1~600分の1)(事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等(当該土地に建築物が存する場合その所有者の住所氏名等を含む。))を記入すること。
- (8) 土地利用計画平面図 (縮尺 250 分の1~500 分の1) 及び土地利用計画縦 横断面図 (縮尺 100 分の1~200 分の1)
- (9) 土量計算書
- (10) 残土処理計算書
- (11) 木竹伐採処理計画書
- (12) 排水処理計画図 (縮尺 250 分の 1 ~500 分の 1)
- (13) 排水処理施設等構造図 (縮尺 20 分の 1~100 分の 1)
- (14) 排水処理検討書
- (15) 造成計画平面図及び断面図 (縮尺 250 分の 1 ~ 500 分の 1)
- (16) 工作物設計図(平面図、立面図及び断面図、縮尺 20 分の1~100 分の1)
- (17) 周辺関係者への説明会等の実施計画の概要
- (18) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (注1) 第3号に掲げる書類には、保守点検や維持管理に要する費用、撤去費と して積み立てる費用(設置費用に係る費用の5パーセント以上を目安とす る)を計上すること。
- (注2) 樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、第9号に掲げる書類の添付を省略することができる。